

三田市長 あて

ふりがな

ふくい ひろし

提案代表者 氏名

福井 裕

まちづくり提案書

三田市市政への市民参加条例第21条第1項の規定により、別紙提案者名簿を添えて、次のとおり提案します。

提案する政策の名称	未利用公益用地活用事業
現状及び課題	市が保有する土地には、現時点で利用予定の決まっていない土地や有効利用可能な土地が、多数存在していると考えられるものの利用されていない。 また、地域においては、少子高齢化の加速化や自治会加入率の低下、住民同士のコミュニティの希薄化等が深刻化しており、その要因の一つとしてコミセン等以外の日常的に多世代の地域住民が触れ合う場が不足している。
提案に係る政策の目的、趣旨	市が保有する未利用地を地域のまちづくりや交流の場、災害時の一時避難場所等として活用することにより、市民主体のまちづくりが推進され、心ふれあう豊かな地域社会と安全安心のまちづくりの実現を目的とする。
提案に係る政策の内容(対象、手段等)	☑利用目的：地域のまちづくりや交流の場としての利用 ☑利用料金：無償（但し、利用団体による活動により一定の行政費の削減及び行政効果が認められること） ☑利用対象者：対象地周辺の地縁団体 ☑対象地：市が保有する利用予定の決まっていない土地及び有効利用可能な土地 ☑主な利用用途：地域で利用する花壇・緑化、防災倉庫置場及び地域交流広場等（建築物は除く） ☑整備費：当該土地を利用可能な状態にするための必要最小限度の経費 ☑その他：当該土地利用にあたり、管理協定書や賃貸借契約書等を締結
提案に係る政策の実施により期待できる効果	地域活動の場が増えることにより、住民同士のコミュニティ形成に寄与するだけでなく、地域の潜在力を引き出し地域活性化や地域防災力の向上につながり、地域の個性を活かした特色や課題に応じた地域づくりが可能となることに加え、市保有地の草刈り等の維持管理費の削減効果が期待できる。
提案に係る政策の実施に当たり必要な費用見込み(費目、内訳、金額)	☆整備費：当該土地を利用可能な状態にするための必要最小限度の経費 exa: 弥生が丘2丁目47地先周辺緑地の活用 整備費約250万円（出入口設置等） ☆削減効果：除草業務（利用団体により実施） exa: 機械除草約190万円（2,000㎡×95円/㎡×10年）
意見を述べる機会(どちらかに○をつけてください)	1 希望する ② 希望しない
添付資料	